

## 入院基本料に関する事項

1. 当院は、厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。
- 2 各病棟における看護配置は下記のとおりです。

障害者施設等入院基本料 7対1 270床  
1階病棟・2階病棟・3階病棟・4階東病棟・  
5階病棟  
(令和8年6月1日より)

地域一般入院基本料 3 (15対1) 48床  
4階西病棟  
(令和8年6月1日より)

結核病棟入院基本料 15対1 6床  
4階西病棟  
(令和8年6月1日より)

3. 当院では、患者さん負担による付添看護は認められません。